

第3節 国際平和協力活動への取組

1 国際平和協力活動の枠組みなど

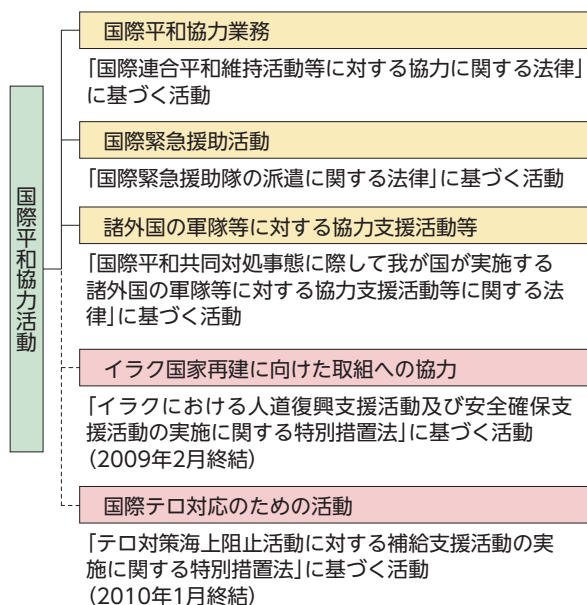
1 国際平和協力活動の枠組み

防衛省・自衛隊は、外交活動とも連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組んでいる。

防衛省・自衛隊が本来任務¹として行う国際平和協力活動には、国連平和維持活動（国連PKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、国際平和共同対処事態に際しての協力支援活動などがある。

参照 図表Ⅲ-3-3-1（自衛隊による国際平和協力活動）、Ⅱ部5章5項（国際社会の平和と安定への貢献に関する枠組み）、資料10（自衛隊の主な行動の要件（国会承認含む）と武器使用権限など）、資料12（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料60（自衛隊が行った国際平和協力活動など）

図表Ⅲ-3-3-1 自衛隊による国際平和協力活動



凡例：□は限時法、□は恒久法に基づく活動を示す。

2 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、平素から各種体制の整備を進めることが重要である。このため、陸・海・空自がともに、派遣待機部隊などを指定し、常続的に待機態勢を維持している。また、国連本部が各国のPKO派遣にかかる準備状況を具体的に把握するための国連平和維持活動即応能力登録制度（PCRS）に施設部隊や司令部要員などのほか、C-2輸送機やC-130H輸送機を登録している。

国際平和協力活動などにおいて、人員・部隊の安全を確保し、任務を遂行するため、自衛隊は、派遣先での情報収集能力や防護能力の強化も進めている。さらに、多様な任務環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力や情報通信能力の向上、円滑かつ持続的な活動のための補給や衛生の体制整備にも取り組んでいる。

国際平和協力活動に従事するうえで必要な教育については、陸上総隊隷下の国際活動教育隊において、派遣前の陸自要員の育成、訓練支援などを行っている。また、統合幕僚学校の国際平和協力センターでは、国際平和協力活動などに関する基礎的な講習を行うとともに、国連PKOなどにおける派遣国部隊指揮官や派遣ミッション司令部幕僚要員を養成するための専門的な教育を国連標準の教材や外国人講師も活用して行っている。同センターでは、多様化・複雑化する国際平和協力活動の実態を踏まえ、関係省庁職員、外国軍人に対する教育も行い、連携・協力の促進や、より効果的な国際平和協力活動に資することを目指している。

3 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルス施策

防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や隊員家族

¹ 自衛隊法第3条に規定される「主たる任務」と「従たる任務」を合わせたもの。「主たる任務」は、わが国の防衛であり、「従たる任務」は、公共の秩序の維持、重要影響事態に対応して行う活動および国際平和協力活動である。

の不安を軽減するよう、各種家族支援施策、派遣部隊に対するメンタルヘルス施策を実施している。派遣部隊隊員に対しては、①ストレス軽減に必要な知識を与えるための派遣前教育、②派遣前・派遣中・帰国後などの各段階に応じたメンタルヘルスチェック、③メンタルヘルス要員などによる派遣中の隊員の不安や悩みなどの相談へ

のカウンセリング、④派遣中の隊員に対し、専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームの派遣、⑤帰国に際してのストレス軽減のための帰国前教育、⑥帰国後の臨時健康診断など、派遣部隊の特性に応じて必要な施策を実施している。

2 国連PKOなどへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、文民の保護 (POC)、政治プロセスの促進、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR)、治安部門改革 (SSR)、法の支配、選挙、人権などの分野における支援などを任務とするようになっている。

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) などの国際機関や各国政府、非政府組織 (NGO) などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は、30年以上にわたって、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業務を実施し、内外から高い評価を得ている。現在、国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) および多国籍部隊・監視団 (MFO) にそれぞれ司令部要員を派遣している。

今後も国際平和協力活動については、これまでに蓄積した経験を活かし、人材育成などに取り組むとともに、現地ミッション司令部要員などの派遣や、わが国が得意とする分野における能力構築支援、国連本部への幕僚派遣などの活動を通じ積極的に貢献していくこととしている。

1 多国籍部隊・監視団 (MFO) への派遣

(1) MFOへの派遣の意義

MFOは、「エジプト・アラブ共和国とイスラエル国と

の間の平和条約の議定書」(1981年8月)により、平和条約に定められた国際連合の部隊や監視団の任務および責任を代替する機関として設立された。MFOは、エジプトとイスラエル間の停戦監視を任務とし、1982年の活動開始以来、両国の対話や信頼醸成の促進を支援することにより、わが国の「平和と繁栄の土台」である中東の平和と安定に貢献してきた。

このようななか、MFOからわが国に対し、要員の派遣について要請があり、わが国としても、国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、2019年4月以降、国際連携平和と安全活動としてMFOへ司令部要員を派遣している。

(2) 司令部要員などの活動

現在、陸上自衛官4名が、シナイ半島南部に所在するMFO司令部 (連絡調整部および後方支援部施設課) において活動を実施している。

連絡調整部には、2019年4月以降、2名の司令部要員を派遣しており、エジプト、イスラエルとの連絡調整や、



MFOで活動する派遣隊員



資料：国連PKO派遣30周年 陸上自衛隊「国際活動の軌跡と発展」

URL：<https://www.mod.go.jp/gsdf/about/pko30/index.html>

これにかかる中長期の活動方針の作成などの業務に従事している。

後方支援部施設課には、2023年6月以降、2名の司令部要員を派遣しており、MFOの各種施設の更新に関する計画作成や進捗管理などの業務に従事している。そのほか、MFOに派遣された司令部要員が円滑かつ効果的に活動を行えるよう、カイロに連絡調整要員1名を派遣し、関係機関との連絡・調整などにあたらせている。

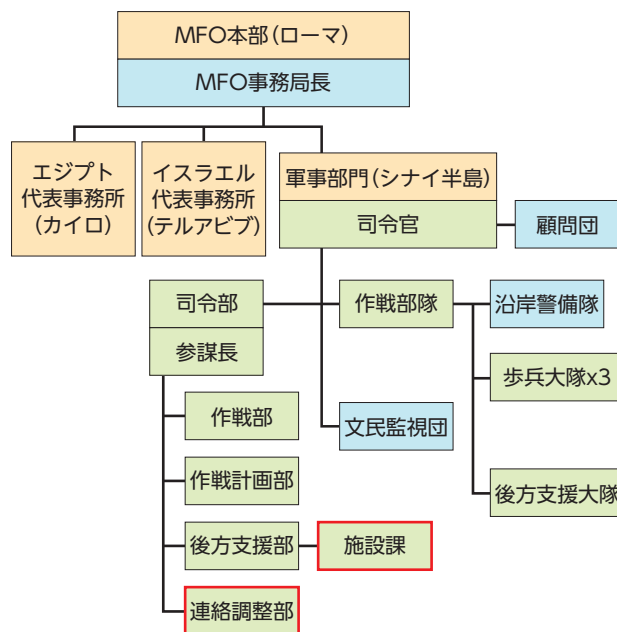
この活動を通じ、中東の平和と安定へのわが国の一層積極的な関与の姿勢を示すほか、米国をはじめ他の要員派遣国との連携の促進、人材育成の機会となることが期待される。

□ 参照 図表Ⅲ-3-3-2(MFO関連地図)、図表Ⅲ-3-3-3(MFO組織図)

図表Ⅲ-3-3-2 MFO関連地図



図表Ⅲ-3-3-3 MFO組織図



(注) 赤枠はわが国要員の配置部門

2 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS)

(1) UNMISSへの派遣の意義

2011年7月、南スーダン独立に伴い、平和と安全の定着や南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、UNMISSが設立された。わが国は、国連からのUNMISSに対する協力、特に、陸自施設部隊の派遣要請を受け、司令部要員、自衛隊の施設部隊などを派遣してきた。

南スーダンは6つの国と国境を接し、アフリカ大陸を東西南北に結ぶ、極めて重要な位置にある。南スーダンの平和と安定は、南スーダン一国のみならず、周辺諸国の平和と安定、ひいてはアフリカ全体の平和と安定につながるものであり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題である。防衛省・自衛隊は、これまでの国連PKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的協力を行うことで、南スーダンの平和と安定に貢献してきた。

UNMISSは、現在、わが国が要員を派遣する唯一の国



資料：シナイ半島国際平和協力業務(国際連携平和安全活動)

URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/201904_egy.html



連PKOであり、司令部要員の派遣は、南スーダンの和平プロセスの進展を国際社会とともに支援するものである。国連への緊密な関与の継続や周辺アフリカ諸国などとの連携、人材育成の機会確保などの観点から、引き続き要員を派遣する意義がある。

参考 I部3章10節2項(アフリカ)

(2) 司令部要員の追加派遣

国連によるUNMISSにおける人事・評価・訓練を担当する副参謀長(大佐級)の公募およびその補佐官の派遣要請を受け、2024年4月、陸上自衛隊より1等陸佐と2等陸曹の計2名を追加派遣することとした。大佐級ポストの派遣は、わが国の司令部要員としては、過去最高位となる。

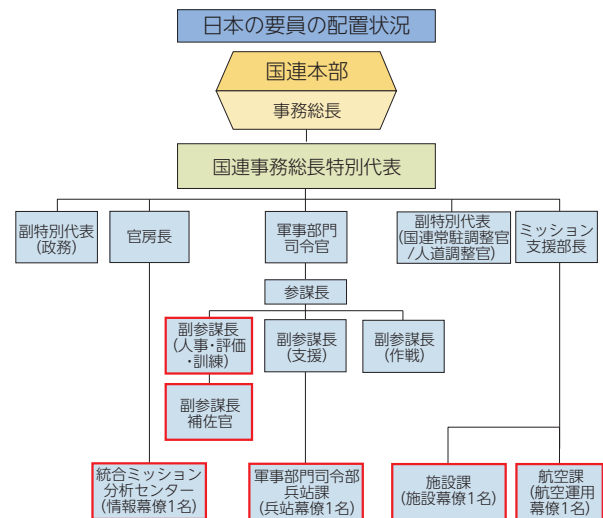
(3) 司令部要員などの活動

南スーダンの首都ジュバに所在するUNMISSの本部において、従前から陸上自衛官4名(兵站幕僚、情報幕僚、施設幕僚、航空運用幕僚)が活動を実施しており、兵站幕僚はUNMISSの活動に必要な物資の調達・輸送、情報幕僚は治安情勢にかかる情報の収集・整理、施設幕僚はUNMISS全体の施設業務にかかる企画・立案、航空運用幕僚はUNMISSが運航する航空機の飛行計画の作成などの業務を行っている。

2024年に追加派遣した陸上自衛官2名のうち、副参謀長は、UNMISS軍事部門司令部における人事・評価・訓練部門の運営・監督を務めており、補佐官は、同副参謀長が円滑に業務を実施できるようサポートを行っている。

さらに、司令部要員の活動を支援するため、在南スーダン日本大使館内の連絡調整事務所に、連絡調整要員1名を派遣している。連絡調整要員は、わが国のUNMISSに対する協力を円滑かつ効率的に行うことを目的として、南スーダン政府などと南スーダン国際平和協力隊と

図表Ⅲ-3-3-4 UNMISS組織図



(注) 赤枠はわが国要員の配置部門

の間の連絡調整にあたっている。

このように、わが国は引き続き、UNMISSの活動に貢献していくこととしている。

参考 図表Ⅲ-3-3-4 (UNMISS組織図)

3 国連事務局への防衛省職員の派遣

防衛省・自衛隊は、国連の国際平和に向けた努力に積極的に寄与し、また、派遣された職員の経験をわが国のPKO活動への取組に活用することを目的に、国連事務局へ職員を派遣している。2024年3月現在、3名の自衛官(室長級および担当級)が、国連平和活動局において国連PKOの方針や計画の作成、各国派遣要員の能力評価などに関する業務を行っているほか、自衛官と事務官の各1名(ともに担当級)が国連活動支援局において国連三角パートナーシップ・プログラム²(UNTPP) United Nations Triangular Partnership Programme に関する業務を行っている。

参考 資料59(国際機関などへの防衛省職員の派遣実績)



資料：国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)

URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/pko/201111_ssd.html

² 国連、国連PKOの要員派遣国および支援国(技術や装備を有する第三国)間の協力により、国連PKOに派遣されるPKO要員の訓練、必要な装備品の提供を行う協力枠組み。

4 PKO訓練センターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、平和維持活動におけるアフリカ諸国などの自助努力を支援するため、アフリカなどに所在するPKO訓練センターなどに自衛官を派遣し、PKO要員の教育訓練を支援しており、これらPKO訓練センターの機能強化を通じ、アフリカなどの平和と安定に寄与している。

参照 資料59（国際機関などへの防衛省職員の派遣実績）

5 UNTPPへの支援

わが国は、これまでPKOの円滑化に欠かせない施設や輸送の分野で確かな信頼を得てきた。今後もPKOの早期展開を支援し、質の高い活動を実現するため、2014年9月のPKOサミットにおいて、わが国は積極的な支援を表明し、UNTPPによって具体化された。

UNTPPは、わが国が拠出した資金を基に、国連活動支援局が重機の調達や工兵要員への訓練を実施するものとして始動した。プログラムの開始から2024年3月までに、のべ184名の陸上自衛官をアフリカ地域に派遣し、同地域の8か国312名の要員に対して、計10回の訓練を実施した。

また、PKO要員の30%以上がアジアから派遣されていることを踏まえ、2018年より、UNTPPをアジアおよび同周辺地域においても実施している。2023年6月、陸上自衛官24名をインドネシア平和安全保障センターに派遣し、インドネシアおよび周辺国の工兵要員を対象として、PKOにおけるインフラ整備、宿営地の造成などに必要な知識、技能の修得に寄与した。プログラムの開始から2024年3月までに、のべ116名の陸上自衛官を派遣し、アジアおよび同周辺地域の10か国95名の要員に対して、計5回の訓練を実施した。

さらに、国連PKOにおいて、派遣要員の安全確保のための衛生能力強化が課題となっていることから、国連がUNTPPでの支援の枠組みを衛生分野にまで拡大し、国連野外衛生救護補助員コース³（UNFMAC）が設置さ

UN Field Medical Assistant Course



国連三角パートナーシップ・プログラム野外衛生救護補助員訓練の教官として勤務する隊員

れることとなった。2023年7月、ウガンダにある国連エンテベ地域支援センターで実施された同コースに、防衛省・自衛隊は教官要員として陸上自衛官1名を派遣し、派遣要員25名に対して教育を実施した。

そのほか、UNTPPの一環として、工兵要員を対象とした作業工程管理課程をオンラインで開催している。本課程は、国連PKOミッションにおける工事管理、問題発生時の対処法などを教育するものであり、2023年11月、陸上自衛官5名の教官が、ベトナム、タイ、モンゴルの工兵要員25名を対象に、同年12月には、ケニア、タンザニア、ウガンダの工兵要員26名を対象に教育を実施した。

6 ウクライナ被災民に対する救援活動への協力

2022年のロシアによるウクライナ侵略を受け、UNHCRから人道救援物資の輸送支援の要請があった。これを受けて、同年5月から6月までの間、「ウクライナ被災民救援国際平和協力業務」として、自衛隊機により、ドバイ（アラブ首長国連邦）にあるUNHCRの倉庫の人道救援物資をウクライナ周辺国（ポーランドおよびルーマニア）へ輸送した。今般の協力について、UNHCRから謝意を表明されたほか、ウクライナ政府関係者からも感謝と高い評価が得られた。

3 PKOの活動地域において、衛生隊員または医療従事者が専門的な治療を行う前に、応急処置を実施できる要員の育成を目的とする課程。

3 国際緊急援助活動への取組

近年、軍の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援（HA/DR）などに軍の有する能力が活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、1987年に国際緊急援助隊法⁴を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。1992年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動として災害の規模や要請内容などに応じて、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動、④海自固定翼哨戒機による搜索活動などの協力に加え、⑤自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した被災地への人員、機材の

輸送を行うことができる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、陸上総隊や方面隊などが任務に対応できる態勢を常時維持している。海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。

3 トルコ共和国における地震災害に対する国際緊急援助活動等

2023年2月6日、トルコ南東部を震源とする地震により、トルコでは、死者が5万人を超えるなど、大きな被害が発生した。

トルコ政府の要請を受け、わが国は、国際緊急援助隊・救助チーム、医療チームなどを派遣し、防衛省としては、同年2月13日から17日の間、B-777特別輸送機1機により、現地で活動する国際緊急援助隊・医療チームに必要な機材などを本邦からトルコまで輸送した。

また、トルコ政府およびNATOからの協力要請を受け、KC-767空中給油・輸送機1機により、パキスタンにある緊急援助物資をトルコに輸送した。

同年3月24日、防衛大臣による終結命令が発令され、人員延べ約60名による国際緊急援助活動などを終了した。

自衛隊がNATOと連携して実施する国際緊急援助活動は今回が初めてである。今般の活動に対してはトルコ政府およびNATOから高い評価と謝意が示されており、トルコとの関係のみならず、日NATOのパートナーシップを一層深化させるものとなった。



資料：国際緊急援助活動等

URL：https://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/kokusai_enjyo/

⁴ 国際緊急援助隊の派遣に関する法律。